

3. 当該主要株主の議決権の数（所有株式数）、および、その、総株主の議決権の数、に対する割合

当該主要株主が平成18年9月19日提出した株券等の大量保有の状況に関する1通の「大量保有報告書」、7通の「変更報告書」および2通の「訂正報告書」の中で、報告義務発生日が最終のものは、平成18年5月8日であると記載されています。

報告義務発生日	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に対する割合	株主順位
平成18年5月8日	94,573 個 (9,457,300 株)	10.22%	第2位

4. 前回提出（平成18年7月13日付）の「主要株主の異動に関するお知らせ」との関連について

- (1) 当社は、当該主要株主が、平成18年4月7日付をもって提出した「株券等の大量保有報告書」に基づき、当社に対する「総株主の議決権の数に対する割合」が平成18年3月27日付をもって11.19%となり、その結果、当該主要株主が、当社の主要株主となった旨のお知らせを、平成18年4月12日付をもって行いました。その後、当該株主が平成18年7月12日付をもって提出した「株券等の大量保有報告書の変更届」に基づき、当社に対する「総株主の議決権の数に対する割合」が、平成18年6月30日付をもって9.85%となったことにより、当該主要株主が、当社の主要株主ではなくなった旨のお知らせを、平成18年7月13日付をもって行いました。
- (2) 然るに、今般、平成18年9月19日付をもって、当該主要株主から提出された2通の「訂正報告書」によると、当該主要株主が、平成18年4月7日付、および同年7月12日付で提出し、これに基づいて、当社が「主要株主の異動に関するお知らせ」（平成18年4月12日付、および同年7月13日付）を提出することとなった、「平成18年4月7日付の株券等の大量保有報告、および同年7月12日付の変更報告書」は、当該主要株主によって、「取り下げ」されました。
- (3) さらに、平成18年9月19日付で、当該主要株主から提出の、1通の「株券等の大量保有報告書」および7通の「変更報告書」によれば、平成18年5月8日時点で、当該主要株主の「総株主の議決権の数に対する割合」は、10.22%となります。

(4) 当社としましては、当該主要株主が提出した一連の「株券等の大量保有報告書」や「変更報告書」に基づき、「主要株主の異動に関するお知らせ」を提出してまいりましたが、今般、平成18年9月19日付での、当該主要株主による新しい情報開示に従えば、当社の行った「主要株主の異動に関するお知らせ」とは事実が異なるところがあることとなりますので、ここに経緯をあきらかにして、改めて「主要株主の異動に関するお知らせ」を提出するものであります。

以 上